

The Japanese Association of Special Education Newsletter

一般社団法人
日本特殊教育学会

「とつきよう」ニュースレター

No.010

Contents

- 特集「次期学習指導要領改訂をめぐる動向」
- 2025年度 実践研究助成事業採択者の研究成果報告
- 2026年度 研究奨励賞、実践研究賞の受賞者の紹介
- 編集後記

2026年8月発行
一般社団法人日本特殊教育学会
理事長 澤隆史
〒305-0005
つくば市天久保 2-20-7 レガートホンダ 203
tel 029-851-7778 (平日 09:00~16:00)
url <https://www.jase.jp>



中央教育審議会教育課程企画特別部会の論点整理（令和7年9月25日）を受けて、教科別のワーキンググループ、特別支援教育ワーキンググループ、不登校児童生徒に係る特別的教育課程ワーキンググループ、特定分野に特異な才能のある児童生徒に係る教育課程ワーキンググループ等が設置されました。令和8年7月20日現在、各ワーキンググループでは、それぞれ約10回前後の議論が重ねられています。

また、中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ特別支援教育作業部会においては、計3回の審議が行われ、令和8年4月22日に「特別支援学校教諭の免許制度や教職課程、幼・小・中・高の教職課程における特別支援教育の在り方に係る方向性」（特別支援教育作業部会まとめ）が示されました。

そこで、ニューズレター第10号では次期学習指導要領改訂をめぐる動向を特集のテーマに、以下、「次期学習指導要領改訂に向けた検討」「教員養成に関わる動向」を取り上げます。

なお、審議の際の配布資料や議論の取りまとめに係る資料については、文部科学省のホームページに随時掲載されています。ぜひ、ご参照ください。

【次期学習指導要領改訂に向けた検討】

日本特殊教育学会ニューズレター編集チーム

一木 薫（福岡教育大学）・滝川 国芳（京都女子大学）

ここでは、特別支援教育WG取りまとめ（案）（文部科学省、2026）をもとに、次期学習指導要領改訂に向けた検討のポイントを確認します。

1. 次期学習指導要領改訂における基本的な考え方

本取りまとめ（案）では、次期学習指導要領等の改訂に際し、「インクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として、障害のある子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援について更なる取組の深化を図ることで、障害のある子供たちの『深い学び』を確かなものとし、障害のある子供たちを包摂する柔軟な教育課程を推進すること」、また、「『社会モデル』の考え方も取り入れた取組の充実」が必要であるとしています。

特別支援教育資料（令和6年度）（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、2026）によれば、令和6年

度の特別支援学校在籍者数は155,140人、特別支援学級在籍者数は394,785人、通級による指導を受けている児童生徒数は203,376人（令和6年3月31日現在）で、いずれも増加傾向にあります。この傾向を特別支援教育に対する理解や認識・期待の高まりと捉えると同時に、通常の学級における障害のある子供に対する包摂的な取組が十分とはいえないとの認識に立ち、「重層的な指導・支援」の考え方（図1）を踏まえた方策について検討が重ねられました。

子どもたちの多様性・包摂性を尊重した指導の工夫や環境設定（基礎的環境整備）を通常の学級において構築することを基盤に、障害特性による学習上の困難を踏まえた手だてや配慮を講じること（障害種ごとの配慮事項）や合理的配慮の提供を通して、一人一人の「深い学び」を実現することを求めています。

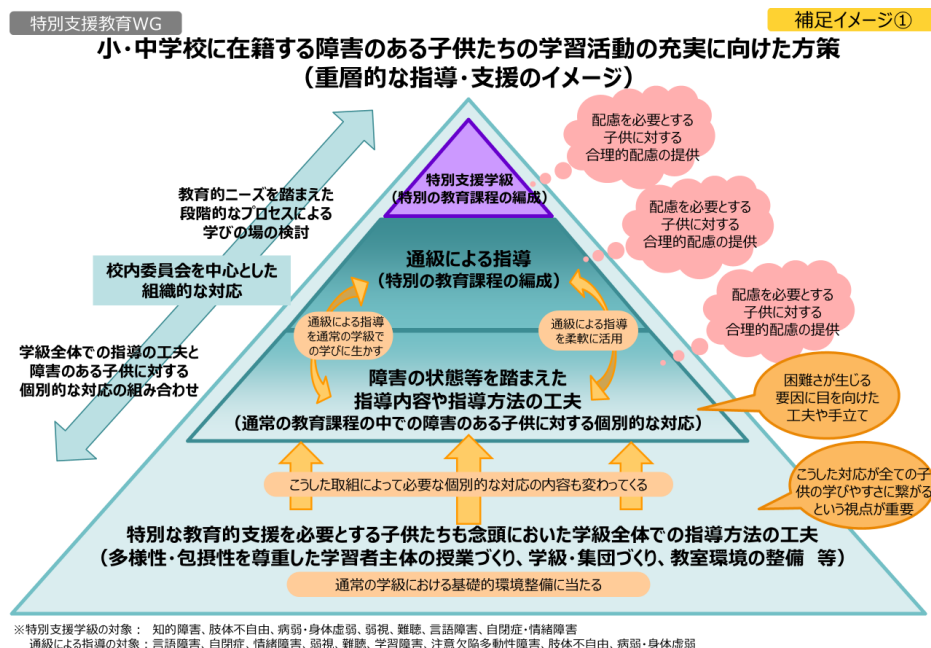


図1 小・中学校に在籍する障害のある子供たちの学習活動の充実にに向けた方策（重層的な指導・支援のイメージ） 文部科学省（2026）より引用

2. 柔軟な教育課程の編成

現在は、小・中学校等の通常の学級においても子どもたちの実態が多様であることを前提とした柔軟な対応が求められる時代です。教育課程企画特別部会論点整理（文部科学省、2025）では、障害のある子どもたちのほか、日本語指導が必要な子どもたち、不登校の子どもたち、特定分野に特異な才能のある子どもたちなど、様々

な背景を有する子どもたち一人ひとりの学びを保障するために、2階建ての教育課程の構想が示されました（図2）。学校として編成する教育課程の柔軟化（1階部分）と個々の児童生徒に着目した特例の新設・拡充（2階部分）の具体について、「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」と区別しながら理解し、教室の実践につなぐ必要があります。

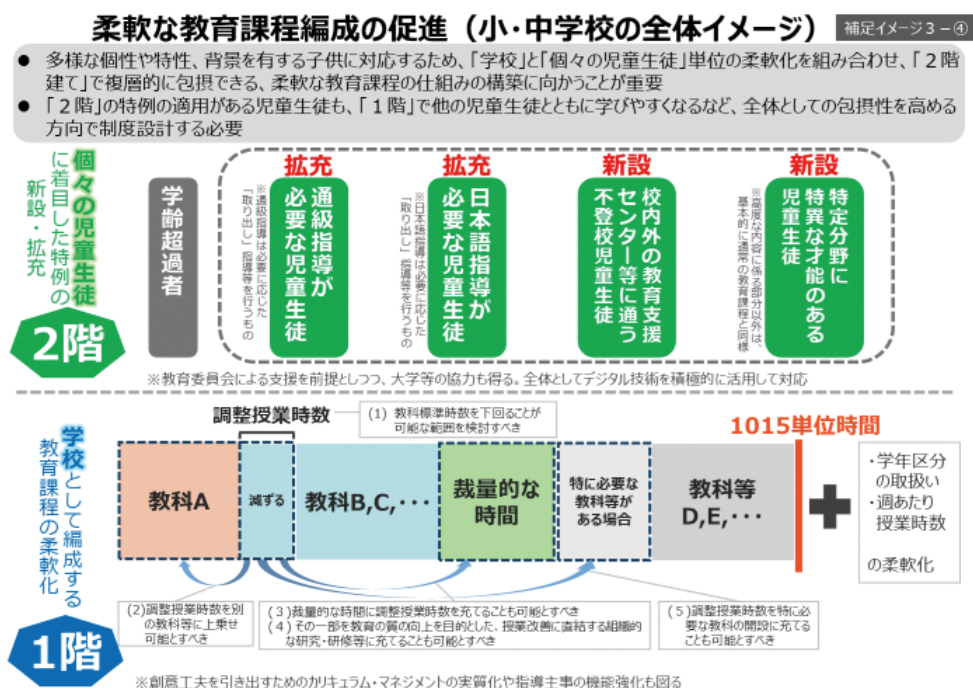


図2 柔軟な教育課程編成の促進のイメージ（義務教育段階） 文部科学省（2025）より引用

通級による指導については、一人一人の実態に即した自立活動の指導を行うことが前提です。これまでは、自立活動の内容を参考とし具体的な指導目標や指導内容を設定することと規定していたものから、自立活動を取り入れることを明確に規定した上で、合理的配慮の提供の観点から特に必要な場合においては、各教科の内容の一部を指導することが特例的な取扱いの対象となる方向です。特別支援学級や特別支援学校では、従前通り、必要に応じて「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用を吟味し、教育課程を編成することになります。

3. 自立活動の指導

自立活動の意義や指導の基本をおさえた上で、社会モデルの考え方や子ども主体の視点も踏まえる必要性について確認されました。実態把握では、6区分を観点として担保することと合わせて、子ども自身の思いも丁寧に把握すること、「課題」の整理に際しては、社会モデルの考え方も踏まえ「今、何を指導すべきか」を導き出すことが求められます。また、指導目標の達成に必要な内容(項目)を選定する手続きについて、解説が拡充される方向です。

なお、特別支援学級や通級による指導で自立活動の指導を受ける子どもの数が増加していることも踏まえ、特別支援教育WG取りまとめ(案)には、特別支援学校のセンター的機能の更なる促進を図ることが示されています。対応する障害種の併置校化や教師の若年齢化等により自立活動の専門性の担保が困難な状況にある特別支援学校も少なくないことから、地域の自立活動の指導の充実をいかに図っていくかが、喫緊の課題です。

4. 知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科

知的障害者である児童(生徒)に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、小・中学校等の各教科と同様、教師が育む資質・能力を踏まえた授業設計に臨み、子どもたちの「深い学び」の実現を図れるよう、学習指導要領の「構造化・表形式化・デジタル化」が進められます。情報活用能力の抜本的強化に向けた方策として、小学部「生活」と中学部・高等部「職業」(中学部「職業・

家庭」を「職業」「家庭」に分離)についても同様の方向性が示されました。

なお、特別支援学校における各教科の指導では、教科書をそのまま用いることが困難な場合が少なくなくありません。教師の単元構想が「深い学び」の実現の鍵を握ります。特別支援教育WG取りまとめ(案)の参考資料には、知的障害のある子どもの学びの特性や発達の段階等を踏まえた単元構想の考え方やその具体例が掲載されています。

5. 個別の指導計画の意義

次期学習指導要領では、小・中学校等における「個に応じた指導」への対応が一層拡充されます。交流及び共同学習を含め、インクルーシブ教育システムを推進するためには、それぞれの教育の場で子どもと向き合う教師が、個別の指導計画の意義を理解し、個別の指導計画に基づき教師間で共有すべき情報を吟味した上で、作成・活用に臨むことが不可欠です。個別の指導計画に記す内容について、「真に必要な記載に精選する」必要性についても言及されています。

[文献]

文部科学省(2025) 教育課程企画特別部会の論点整理.
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html : 2026年7月26日閲覧

文部科学省(2026) 特別支援教育WG取りまとめ(案). 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育ワーキンググループ(第10回) 配布資料.
https://www.mext.go.jp/content/20260623-mxt_tokubetu02-000050663_003.pdf : 2026年7月26日閲覧

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課(2026) 特別支援教育資料(令和6年度).
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456_00013.htm : 2026年7月26日閲覧

【教員養成に関わる動向を中心に】

小林 秀之 (国立特別支援教育総合研究所)

1. はじめに

次期学習指導要領の改訂に向けて、中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会特別支援教育ワーキンググループでの議論と並行して、令和8年1月から3月にかけて、教員養成部会教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ特別支援教育作業部会が3回開催され、特別支援学校教諭の免許制度や、いわゆる基礎免許に関わる特別支援教育の在り方に係る方向性について議論が行われました。ここでは、令和8年4月22日の『特別支援学校教諭の免許制度や教職課程、幼・小・中・高の教職課程における特別支援教育の在り方に係る方向性(特別支援教育作業部会まとめ)』のポイントを整理します。

2. 幼・小・中・高等学校の教職課程における特別支援教育に係る方向性について

現行制度において必修としている「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」を継続するとともに、新たに「教育における多様性の包摂」を加え、幼・小・中・高の教職課程において、特別支援教育について共通に学ぶ内容を質的・量的にさらに充実させていく方向性が示されました。具体的には、発達障害や情緒障害、言語障害に関する理解に加え、障害の社会モデル、合理的配慮や基礎的環境整備、重層的な指導・支援を踏まえた授業づくり、自立活動、交流及び共同学習などを、共通に学ぶ内容として充実させることが提案されています。

また、教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループにおいて、20単位程度を想定した「強み専門性」の創設が示されましたが、通級による指導や特別支援学級の担当を希望する学生を念頭に置いて、各障害種に関する専門知識、福祉・保健・心理分野の知見、家庭や関係機関と連携した切れ目のない支援に関する理解などを学ぶことが想定されています。さらに、特別支援学校教諭免許状の取得に関わる科目履修等をもって、強み専門性とすることが考えられています。

3. 特別支援学校教諭の免許制度やその教職課程の在り方に関する方向性

特別支援学校教諭の免許制度においては、学生が所属学部での専門的学修や他の資格取得と両立しながら、

特別支援教育の幅広い専門性の修得に向けて、複数領域の免許状取得を促進する方向性が示されています。また、学び続ける教師としての基礎的能力を育成するため、教職課程の内容を再構造化し、特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的内容と障害種別の専門的内容との観点から再整理することが求められています。あわせて、科目間の重複を精選し、現在の第一欄から第四欄までの科目構成を再編して、教職課程全体を有機的に統合することが提案されています。さらに、大学や学生の自律的なカリキュラムデザインを重視し、単位数に一定の余白を持たせることで、大学や学生の自律的な判断による学修を可能とすることや、省察的実践力を育成する総合演習科目の新設も検討されています。

4. 特別支援学校教諭の教職課程の見直しイメージ

現行の特別支援学校教諭免許状における特別支援教育に関する科目は、第一欄「特別支援教育の基礎理論に関する科目」、第二欄「特別支援教育領域に関する科目」、第三欄「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」、第四欄「心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」となっています。今回の特別支援教育に関する科目の見直しのイメージは、「特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の理解及び教育に関する科目(仮称)」、「障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目(仮称)」、「障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習」、「特別支援教育の実践に関する総合的な演習」とされています。

それぞれの最低修得単位数は4単位、6単位、2単位、2単位とされていますが、大学や学生の自律的なカリキュラムデザインを重視し、単位数に余白を持たせるための2単位分を加え、全体の最低修得単位数は16単位とされています。なお、5領域の免許を取得する場合は29単位以上とされています。また、「全体の方向性として、特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、複数の特別支援教育領域の免許状を取得するよう努めるものとする」こと、「特別支援学校に勤務する教育職員は、全ての特別支援教育領域の免許状を取得するよう努めるものとする」ことが強調されています。

5. おわりに

「特別支援教育作業部会まとめ」の一部の内容を整

理させていただきました。そのため、「教育職員検定における取扱いの見直し」や「公立の特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流を通じた教師の専門性向上」といった議論には触れておりません。ぜひ、『特別支援学校教諭の免許制度や教職課程、幼・小・中・高の教職課程における特別支援教育の在り方に係る方向性（特別支援教育作業部会まとめ）』（https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/124/mext_00005.html：2026年7月21日閲覧）をご確認ください。

また、「強み専門性」をどのように捉えるのか、「特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の理解及び教育に関する科目（仮称）」にどのような内容を含めるのか、学生の自律的なカリキュラムデザインを重視するためにどの程度の余白を持った科目を準備すればよいのかなど、盲・ろう・養護学校教員免許状から特別支援学校教諭免許状へ移行した時以上に検討すべき事項は多そうです。今後の議論や作業の動向を注視していく必要があると考えています。

2025 年度実践研究助成事業採択者の研究成果報告

小学校向け社会的妥当性評価ツールの開発

河村 優詞 (八王子市立宇津木台小学校)

この度は、2025 年度実践研究助成「地域の特別支援学級における応用行動分析学に基づく指導法の普及に関する研究—受容性測定ツールの開発および研修・コンサルテーションシステムの構築—」を賜り、誠にありがとうございました。簡潔ではありますが、本研究の中核として実施した社会的妥当性に関する尺度の開発について以下に紹介させていただきます。

応用行動分析学 (ABA) に基づく指導は、特別支援学級や通常の学級など様々な教育現場で効果を上げています。しかし、介入の有効性だけでなく、関係者がその目標や手続き、効果をどの程度受け入れられるかという「社会的妥当性」(Wolf, 1978) もまた、介入の開始や継続を左右する重要な要因とされています。国内では ABA に基づく介入研究において社会的妥当性が評価される機会は多いものの、研究ごとに独自の質問紙が作成される傾向があり、研究間での比較が難しいことや、信頼性・妥当性が十分に検証された汎用的な尺度が整備されてこなかったことが課題として指摘されています。そこで本研究では、小学校教育の現場における介入の社会的妥当性を評価するための尺度の開発を目的としました。

研究 1・研究 2

海外の文献や国内のレビュー (河村・中村・杉本, 2023) を参考に、社会的妥当性の構成概念である「目標」「手続き」「効果 (副作用含む)」を反映した暫定尺度を作成し、教師を対象とした予備調査を行いました。自由記述欄で指摘された意見や専門家へのヒアリングの結果を踏まえて項目を修正し、改良版尺度 (17 項目) を作成したところ、既存の受容性尺度との間で高い相関と内的一貫性が確認されました。

研究 3

小学校教員 (678 名) を対象とした調査を実施しました。因子分析により「目標」「手続き」「効果」に対応する 3 因子構造が確認され、構成概念妥当性が確認されました。さらに、十分な内的一貫性も示されました。また、行動問題への対応方法 (叱責、反応コスト、分化強化など)

によって評価が異なることも確認されました。具体的には、分化強化に基づく対応が高く評価され、叱責は低く評価される傾向にあり、近年教育現場で重視されている「不適切な指導」の回避という観点と整合する結果でした。

研究 4

開発した尺度を学校への研修やコンサルテーションへ活用することを目指した検証を行いました。複数の介入方法を想定し、改良版尺度を用いて教師に評価を依頼しました。行動観察を伴う方法は評価が低くなりやすいなど、実施負担が評価に大きく影響することが明らかになりました。

研究 5

「学校→家庭」など一部の単語を入れ替えた上で、ペアレント・トレーニングを受講した保護者を対象とした評価に改良版尺度を適用しました。その結果、教師以外の回答者や実際の指導場面においても一定の信頼性・妥当性を有することが示唆されました。

まとめ

以上の一連の研究によって、小学校教育における介入の社会的妥当性を評価するための尺度を開発することができました。今後、本尺度を用いた研究が積み重ねられることで、研究間での社会的妥当性の評価の比較や、ABA に基づく介入の普及に向けた知見の蓄積が期待されます。尺度の使用を希望される方はぜひ筆者までご連絡頂ければと思います。

一方で、回答者のサンプリングの偏りや、事前・事後評価の比較ができていない点など、解決すべき課題も残されています。質問紙による評価は言語報告に過ぎず、実際の行動指標と併用することが望ましいことも踏まえ、今後は短縮版の開発や、保護者・支援員など多様な対象者への適用範囲の拡大、客観的指標との関連の検討など、さらなる検証を重ねていきたいと考えています。

最後に、本研究の遂行にあたり貴重なご助言を賜った先生方および回答者の皆様に、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

[引用文献]

河村優詞・中村敏・杉本任士 (2023) 社会的妥当性に関する評価の傾向とその課題—行動分析学研究(1986–2022)を対象としたレビュー—. 日本行動分析学会第41回大会発表論文集, pp.46.

Wolf, M. M. (1978) Social validity: The case

for subjective measurement or how applied behavior analysis is finding its heart. *Journal of Applied Behavior Analysis*, 11(2), 203–214.

付記：本記事は日本特殊教育学会第64回大会で発表した内容を含みます。

研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介

研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介について

研究奨励賞は、特殊教育学研究的未来を担う若手の研究者を奨励する賞です。筆頭執筆者が40歳未満の方の原著論文について、研究の独創性、論文展開の論理性、研究の方法・技術、成果の臨床・教育・福祉実践等への寄与の観点から、優れた論文に贈られます。また、実践研究賞は、特別支援教育等の現場に身をおき日々、実践を重ねながら研究をされている実践的研究者を奨励する賞です。実践分野の職場に勤務する方の実践研究論文について、実践研究としての独自性、研究及び実践の方法・技術、論文展開の論理性、実践活動及び実践研究への寄与の観点から、優れた論文に贈られます。

第38回研究奨励賞および第23回実践研究賞に、以下の3編が選ばれました。受賞されました皆さま、おめでとうございます。今後のさらなる研究の発展、ご活躍を期待しております。

(選考委員長 佐藤 克敏)

◆研究奨励賞

受賞者：芝崎 文子氏 東京大学大学院教育学研究科
(現所属 筑波大学ヒューマンエンパワーメント推進局)

受賞論文：成人期のADHD者におけるレジリエンシーとソーシャルサポートとの関連

掲載巻号：「特殊教育学研究 63 巻 1 号」

受賞者：二宮 一水氏 筑波大学大学院人間総合科学学術院

受賞論文：弱視児用はさみ操作評価票の作成と信頼性および妥当性の検証

掲載巻号：「特殊教育学研究 63 巻 4 号」

◆実践研究賞

受賞者：竹島 克典氏 ひょうご発達障害者支援センタークローバー宝塚ランチ
(現所属 武庫川女子大学心理・社会福祉学部)

受賞論文：自閉スペクトラム症のある青年の夜間外出行動に対する機能的アセスメントに基づく支援の効果—母親との協働による実践—

掲載巻号：「特殊教育学研究 第63巻 第1号」

編集後記

ニュースレター編集チーム：一木 薫 (福岡教育大学)・滝川 国芳 (京都女子大学)

ニュースレター第10号では、「次期学習指導要領改訂をめぐる動向」を特集のテーマとして取り上げました。改訂の動向には多くの注目が集まりますが、特別支援教育の充実を図る主体者は、それぞれの場で子どもと向き合う皆さん一人一人です。9月19日(土)～21日(月)には、神戸国際会議場・神戸商工会議所にて日本特殊教育学会

第64回大会(大会準備校：兵庫教育大学)が開催されます。大会テーマは、「特別支援教育のこれまでとこれから～未来をえがく・つくる・かんがえる～」です。次期学習指導要領改訂に向けた動向はもとより、その背景にも目を向けながら、今後の「未来をえがく・つくる・かんがえる」機会にしていいただければと存じます。

ニュースレター編集チーム

担当理事(総務)：一木 薫 (福岡教育大学)・滝川 国芳 (京都女子大学)

2026年8月
